

2010年4月2日

## 要望書

内閣府特命担当大臣

(消費者及び食品安全・少子化対策・男女共同参画担当)

福島瑞穂 様

平素は、子どもの権利実現、子どもの貧困解決にむけた市民社会の活動に、多大なご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、すでにご承知の通り、日本での子どもの貧困率は14.2%で、7人に1人の子どもが相対的貧困下にあり、これは国際的に見ても非常に高い値です。貧困は、経済・健康・教育などの格差、虐待そして社会からの孤立など子どもに多くの影響を及ぼします。また、世代を超えた連鎖が危惧されます。そして何より忘れてならないのは、貧困は子どもの生きる希望や夢、あらゆる機会をうばうものであり、まさしく子どもの権利の侵害であるということです。

私たちは日本の子どもの貧困を社会構造の問題だと考えています。教育費・医療費など子どもの成長・発達に不可欠な費用も、その多くが自己負担となっております。そして、抜本的な子どもの貧困解決のためには、政府やNGO、市民など社会が一体となった積極的な姿勢・行動が求められます。

日本政府は昨年子どもの貧困率を発表し、「子ども・子育てビジョン」の中でも子どもの貧困への取組みを明示しました。しかしながら、医療サービスを受けられない、定時制高校にすら進学できない、学費滞納によって高校を卒業できない等の具体的な子どもの貧困の実態把握がされていないため、その取組みの具体的な内容や数値目標は記載されておりません。子どもの貧困解決のためには、政府が具体的な政策を打ち出すことが不可欠です。それは、デンマークやイギリス等の諸外国が、確固たる政策を立て、実行することによって、子どもの貧困削減を達成していることから明らかです。

日本政府におかれまして、子ども・若者育成支援推進大綱策定にあたり、ぜひ、子どもの貧困に関するさらなる施策を打ち出して頂きたい、以下の点についてお願い申し上げます。

- ・子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン(仮)」において、①子どもの貧困の実態把握、②子どもの貧困削減のための具体的な目標の設定、③削減計画の設定と実行を明記すること
- ・上記に際し、子どもの権利条約に基づき、権利の主体である子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重を確保するために、当事者である子どもの参加の保障を明記すること

## 【呼びかけ人】

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

## 【賛同団体】

特定非営利活動法人 ERIC 国際理解教育センター

特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN

広域おやこ劇場ひき北いるま

特定非営利活動法人こども NPO

特定非営利活動法人チャイルド・フアンド・ジャパン

## 【賛同人】

朝岡晶子（全日本教職員組合書記）

阿部太郎（教員）

安部芳絵（早稲田大学非常勤講師）

天野秀昭（特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会副代表）

伊藤一美（特定非営利活動法人子ども&まちネット理事長）

岩重佳治（弁護士）

海老名みさ子（特定非営利活動法人外国人の子どものための勉強会理事長）

奥地圭子（特定非営利活動法人東京シューレ代表）

片野清美（社会福祉法人杉の子会エイビイシイ保育園園長）

勝田亮（弁護士）

金子和夫（川口自主夜間中学代表）

金子聡（東京都立大学大学院教育学専攻博士課程）

川松亮（東京児童相談研究会）

木部文子（特定非営利活動法人子ども劇場おやこ劇場埼玉センター代表理事）

西郷泰之（大正大学のびのびこどもプロダクトコース主任教授）

佐藤信一（特定非営利活動法人東京シューレ職員）

鈴木江理子（立教大学兼任講師）

鈴木千恵（和光 NPO ネットワーク）

芦澤弘子（和光 NPO ネットワーク）

角田仁（多文化共生教育研究会）

仁平典宏（法政大学）

浜本裕子（関西 NGO 大学）

福田能文（特定非営利活動法人東京都中途失聴・難聴者協会理事）

藤木優子（東京都立松原高等学校教諭）

平尾真吾（反貧困ネットワーク広島会員）

待鳥美光（特定非営利活動法人こども・みらい・わこう副代表・事務局長）

三輪ほう子（「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク準備会発起人）

森保道（弁護士）

森川清（弁護士）

森田明彦（尚綱学院大学教授）

八木亜紀子（特定非営利活動法人開発教育協会）

山野良一（「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク準備会発起人）  
湯浅誠（反貧困ネットワーク事務局長）  
湯澤直美（「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク準備会発起人）  
吉田恒雄（駿河台大学教授）  
吉永真理（昭和薬科大学教授）  
渡部朋子（特定非営利活動法人 ANT-Hiroshima 代表理事）  
王慧懂（特定非営利活動法人多文化共生センター東京代表）

## 【参考資料】

### ◆国連子ども特別総会成果文書「子どもにふさわしい世界」（2002年5月）

#### I. 宣言

7. (2) **貧困の根絶：子どもへの投資。** われわれは、子どもへの投資と子どもの権利の実現が貧困を根絶するもっとも効果的な方法のひとつであるという確信のもとに団結し、貧困の循環を一世代のうちに断ち切るという誓いを再確認する。

7. (9) **子どもの声に耳を傾け、その参加を確保する。** 子どもと思春期の青少年は、万人のためのよりよい未来の構築を援助する力をもった、資源に富んだ市民である。われわれは、子どもと青少年が、その年齢および成熟度に応じて、自己表現し、かつ自分たちに影響を及ぼすすべての事柄に参加する権利を尊重しなければならない。

#### III. 行動計画

18. (慢性的貧困)・・・貧困の影響をもっとも激しく受けるのは子どもたちである。貧困は、発達に対する可能性の根本、すなわち成長しつつある子どもたちのからだと精神そのものに衝撃を与えるためである。したがって、貧困の根絶と格差の縮小が発展のための努力の中心的目標とされなければならない。・・・

#### 32. (パートナーシップの強化)

1. (子ども・青少年)・・・思春期の青少年を含む子どもが自由に自己表現する権利は尊重および保護されなければならない。かつ、子どもに影響を及ぼすすべての事柄においてその意見が考慮されなければならない。そのさい、子どもの意見が子どもの年齢と成熟度にしたがって正当に重視されるものとする。・・・

※出典：ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト、訳：平野裕二

### ◆国連子どもの権利委員会第二回総括所見（2004年1月30日）

#### 調整および国内行動計画

12. 委員会は、内閣府における、児童および青少年に関する諸施策の調整を行う権限をもつ青少年育成推進本部が内閣府に設立及び、上述の青少年育成施策大綱の策定を留意する。しかしながら、委員会は、同大綱が包括的な国内行動計画ではないこと、及び同大綱の作成及び実施において児童及び市民社会の参加が不十分であったことを懸念する。

13. 委員会は、締約国が、

(a) 市民社会や青少年組織との協力により、青少年育成施策大綱が権利に基づいたもので

あり、条約の全ての分野を包含し、かつ国連子ども特別総会の成果文書である「子どもにふさわしい世界」におけるコミットメントを考慮に入れたものであるよう確保すべく同大綱を強化すること、

(b) 青少年育成施策大綱が新たに生じる課題や問題に効果的に対処できるよう確実にするため、市民社会や児童と絶えず検証していくこと、  
を勧告する。

#### 児童の意見の尊重

28. 委員会は、締約国に対し、条約第 12 条に鑑み、

(a) 児童の意見の尊重を促進し、家庭、裁判所、行政組織、施設及び学校において、児童に影響を及ぼす全ての事項や政策策定への児童の参加を円滑にすること、又、児童がこの権利を認識するよう確保すること

(c) 児童の意見がどの程度政策に反映されているか、及びや政策や計画、そして児童自身への影響について定期的に検証すること、  
を勧告する

※出典：外務省 児童の権利委員会の最終見解（仮訳）

本件に関するご照会は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（津田知子/事業部日本）まで  
お願い致します。

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階

TEL : 03-6859-6869

E-mail : [tsuda@savechildren.or.jp](mailto:tsuda@savechildren.or.jp)